

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.83

**【共通】** 問1 資料提出命令、報告の聴取及び消防職員の立入検査に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、権限行使の相手方に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求めることができるが、その他の消防吏員は命令権者になることができない。
- (2) 消防長等は、火災予防のために必要があるときは、権原を有する関係者のみならず所有者、管理者又は占有者たる関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求めることができる。
- (3) 消防長等が、火災予防のために必要があるときに、消防職員に立入検査を行わせることができる対象物は、消防対象物である。
- (4) 消防長等が、火災予防のために必要があるときに、当該消防職員に個人の住居に対して立入検査を行わせる場合、関係者の承諾を得なければ当該住居に立ち入らせることはできない。

**【消防用設備等】** 問1 性能評価に関する次の文章を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 性能評価とは、設備等技術基準に従って設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等の性能に関する評価をいう。
- (2) 性能評価は、日本消防検定協会又は法人であって総務大臣の登録を受けたものが行うこととされている。
- (3) 防火対象物の関係者は、あらかじめ性能評価を受けることなく特殊消防用設備等に係る総務大臣の認定を受けることが可能である。
- (4) 性能評価を行った法人は、その性能評価の結果を申請者に通知するとともに、総務大臣に通知しなければならない。

**【消防用設備等】** 問2 避難器具の設置義務がある防火対象物の階であっても、次の(1)～(4)の要件を全て満たせば避難器具を設置しないことができるが、避難器具の設置を免除できる要件として消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 主要構造部を耐火構造としたものであること。
- (2) 居室又は住戸から直通階段に直接通じており、当該居室又は住戸の当該直通階段に面する開口部には特定防火設備である防火シャッターで、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又はこれと同等の構造のものを設けたものであること。
- (3) 直通階段は、建築基準法の屋内避難階段の構造に適合するとともに、消防庁長官が定める部分を有するものであること。

と。ただし、階段に通ずる出入口の構造に係る建築基準法の規定に適合することは求めている。

- (4) 収容人員は、30人未満であること。

**【防火査察】** 問1 消防法第3条(屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令等)に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 「屋外」とは、建築物の外部をいい、敷地内であるか否かを問わない。建物の外装工事で火粉を発する行為は、火災予防上の危険性又は消防活動上の支障によっては、命令の対象となる。
- (2) 命令権者は、消防長、消防署長その他の消防吏員又は消防本部を置かない市町村長であるが、「消防吏員」とは、消防本部及び消防署に置かれる全ての職員(消防職員)をいう。
- (3) 命令の発動要件の1つである「火災の予防に危険である」場合とは、火災の発生危険がある場合のほか、何らかの原因によって火災が発生した場合において延焼・拡大危険がある場合をいう。
- (4) 命令の受命者である「権原を有する者」とは、法律上正当に命令の内容を履行し得る者、すなわち、適法に「禁止、停止若しくは制限」、「消火準備」、「始末」、「処理」又は「整理又は除去」をなし得る者をいう。

**【防火査察】** 問2 消防法(以下、「法」という。)第17条の4(消防用設備等の設置維持命令)の発動要件は、法第17条第1項の防火対象物における消防設備等が、それぞれよるべきものとされている「設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認められるとき」である。この設備等技術基準に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 設備等技術基準には、法第17条第1項の政令で定めるもの(消防法施行令第2章第3節等)は該当する。
- (2) 設備等技術基準には、法第17条第2項の規定に基づく市町村条例で定めたものは該当する。
- (3) 設備等技術基準には、消防長が消防法施行令第32条を適用した場合に定めた特例措置の基準は該当しない。
- (4) 設備等技術基準には、法第17条の2の5第1項後段の当該消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定は該当する。

**【危険物】** 問1 危険物の品名、数量、指定数量の倍数変更の届出に関する次のa～dの記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

- a 消防別表第1の品名欄の「前各号に掲げるもののいずれか

- (2) 落ち着きのなさなどの行動にも現れるため、誤り。
- (3) 災害現場において受けるため、誤り。
- (4) 要因になるため、誤り。
- (5) つながるため、誤り。

**【行政法】**

問1 答 (2)

- 解説 (1) 行政庁の行為でないため、誤り。  
 (2) 正しい。  
 (3) 具体的な事実を規制していないため、誤り。  
 (4) 国民に対して行われていないため、誤り。  
 (5) 行政指導であるため、誤り。

**【警防】**

問1 答 (5)

解説 家具等の転倒や火勢拡大の危険が高い。

問2 答 (4)

解説 ソマン、タブン、サリン類に対して有効であるが、VX、マスタード(びらん剤)に対して効果がない。

問3 答 (3)

解説 (3) 直ちに空調機械室を確認し、空調設備を停止する。

**【救急】**

問1 答 (2)

解説 記載の情報からでは③、④、⑤、⑦が該当する。スタート法の場合、⑥は黒、⑨、⑩は判断要素に入っていない。

問2 答 (3)

解説 いずれも、活動の記録としては必要な項目であり記録していると思われるが、救急救命士法に則った救急救命処置録としては①出勤先、⑤救急救命処置を実施した者の資格、⑧収容先医療機関の医師名、⑨傷病名、⑩現場関係者、同乗者は記載事項にはなっていない。

問3 答 (5)

解説 医師(歯科医師含む)以外の医療従事者が独自の判断で医療行為を行うことは基本的に禁じられている。救急救命士は、あくまでも「診療の補助として救急救命士処置を行うことができる」(救急救命士法第43条)が、知識と技術に欠落があった場合は罰せられることもある。

予防技術検定模擬テスト

**【共通】**

問1 答 (4)

- 解説 (1) 消防長又は消防署長以外の消防吏員は、消防法第5条の3第1項の規定に基づき防火対象物における火災予防上の危険性を回避するための措置等を命ずることができることとの違いに留意する必要がある。消防法第4条第1項参照。  
 (2) 消防法第4条第1項参照。  
 (3) 消防法第4条第1項参照。  
 (4) 住居の不可侵の観点から、個人の住居に対して立入検査を行う際の要件は他の消防対象物より制限されているが、関係者の承諾を得た場合の他に、火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合にも立入検査を行わせることができる。消防法第4条第1項参照。

**【消防用設備等】**

問1 答 (2)

- 解説 (1) 設備等技術基準ではなく、正しくは設備等設置維持計画である。消防法第17条の2第1項参照。  
 (2) 万が一、(2)に掲げるものが性能評価に関する業務を行うことが困難になり、特別の必要があると認める時は総務大臣が性能評価を行うことができるという規定も消防法第17条の2の4第1項に置かれている。消防法第17条の2第1項参照。  
 (3) 総務大臣の認定を受ける場合、あらかじめ性能評価を受けなければならない。消防法第17条の2第1項参照。  
 (4) 性能評価を行った法人は、性能評価の結果を申請者に通知しなければならないが、総務大臣に通知することまでは求められていない。消防法第17条の2第3項参照。

問2 答 (2)

解説 当該居室又は住戸の当該直通階段に面する開口部には特定防火設備である防火戸を設ける必要があるが、防火シャッターを除くとされており、防火シャッターを設けても避難器具の設置は免除されない。なお、(1)から(4)は避難器具の設置を免除できる要件の一例を示したものであり、これ以外の要件を満たす場合でも避難器具の設置の減免は可能である。消防法施行規則第26条第5項第3号参照。

**【防火査察】**

問1 答 (2)

解説 (2) 「消防吏員」とは、消防本部及び消防署に置